

議案第 22 号

基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定について

基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下この条において「法」という。)及び地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号)に基づく地域優良賃貸住宅の設置及び管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく法令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域優良賃貸住宅 町が地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号の規定により建設及び管理する賃貸住宅をいう。
- (2) 共同施設 地域優良賃貸住宅に付設された駐車場その他地域優良賃貸住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。
- (3) 子育て世帯 地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第32号に該当する者をいう。
- (4) 新婚世帯 地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第33号に該当する者をいう。

(設置)

第3条 子育て世帯その他の居住の安定に特に配慮が必要な世帯に居住環境が良好な賃貸住宅を供給し、本町への定住促進を図るため、地域優良賃貸住宅及び共同施設を設置する。

2 地域優良賃貸住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 アモーレ・グランデ基山

位置 基山町大字宮浦160番地2

(入居者の資格)

第4条 地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、規則で定める所得基準に該当する者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 子育て世帯
- イ 新婚世帯
- ウ その他町長が必要と認める世帯

(2) 本人及び現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者

(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(4) 市町村税を滞納していない者

(家賃の決定)

第5条 地域優良賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう規則で定めるものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 近傍同種の民間の賃貸住宅又は地域優良賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。

(3) 地域優良賃貸住宅について改良を施したことに伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第6条 町長は、基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第12号）の規定に基づき、指定管理者に地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い、地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 町長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定した民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 町長が前条第1項の規定により指定管理者に地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理を行わせる場合に指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域優良賃貸住宅及び共同施設の利用に関すること（入居者及び家賃の決定並びに地域優良賃貸住宅の明渡し請求に関する業務を除く。）。
- (2) 地域優良賃貸住宅及び共同施設の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

提案理由

子育て世帯等の定住促進を図ることを目的に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅を設置するため、基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例を制定する必要がある。

平成30年6月8日原案 一部修正可決

(別紙)

議案第22号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定
についてに対する修正案

議案第22号 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の制定についての一部を
次のとおり修正する。

第1条中「第160号」の次に「。次条において「地優賃要綱」という。」を加える。

第2条第1号、第3号及び第4号中「地域優良賃貸住宅制度要綱」を「地優賃要綱」
に改める。

(参考) 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例修正案新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下この条において「法」という。）及び地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号。次条において「地優賃要綱」という。）に基づく地域優良賃貸住宅の設置及び管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく法令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地域優良賃貸住宅 町が<u>地優賃要綱</u>第2条第9号の規定により建設及び管理する賃貸住宅をいう。 (2) 共同施設 地域優良賃貸住宅に付設された駐車場その他地域優良賃貸住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。 (3) 子育て世帯 <u>地優賃要綱</u>第2条第32号に該当する者をいう。 (4) 新婚世帯 <u>地優賃要綱</u>第2条第33号に該当する者をいう。	(趣旨) 第1条 この条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下この条において「法」という。）及び地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）に基づく地域優良賃貸住宅の設置及び管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく法令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地域優良賃貸住宅 町が<u>地域優良賃貸住宅制度要綱</u>第2条第9号の規定により建設及び管理する賃貸住宅をいう。 (2) 共同施設 地域優良賃貸住宅に付設された駐車場その他地域優良賃貸住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。 (3) 子育て世帯 <u>地域優良賃貸住宅制度要綱</u>第2条第32号に該当する者をいう。 (4) 新婚世帯 <u>地域優良賃貸住宅制度要綱</u>第2条第33号に該当する者をいう。